評価基準

伊勢原市ガバメントクラウド接続及び

単独利用機能の導入・運用保守業務委託

令和６年３月

伊勢原市

## 基本的な考え方

候補者の決定にあたっては、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格等の制限の範囲内において入札があった者のうち、総合点の最も高い入札者を候補者とする。

表１－１　総合点の内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総合点  500点 | 非価格点  250点 | 技術点  250点 |
| 価格点  250点 | 価格点（構築委託）  100点 |
| 価格点（回線使用）  50点 |
| 価格点（運用委託）  100点 |

### 総合評価の方法及び候補者の決定方法

「(2)提案内容の評価」、「(3)入札価格の評価」で評価した「技術点」、「価格点」の合計点数（以下「総合点」という）が最も高い者を候補者とする。

入札者の獲得する「総合点」は、「技術点」、「価格点」の単純な和となる。

総合点（500点）＝技術点（250点）＋価格点（250点）

### 提案内容の評価

提案内容の評価は、別に定める「提案書評価項目表及び評価基準」に基づき提案内容を評価し「技術点250点」を与える。

### 入札価格の評価

入札価格は、「構築委託」、「回線使用」、「運用委託」の単純な和とする。

### 有効数字

「技術点」、「構成点」、「価格点」の算出にあたっては、小数点以下１桁目で四捨五入する。

### 総合点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

#### 入札者それぞれの「非価格点」が異なる場合「技術点」が高い者を候補者とする。

#### 入札者それぞれの「技術点」が同じ場合別途日を定め、くじ引きにより候補者を決定する。

## 提案内容の評価

### 評価について

「技術点」は、提案書の内容に基づき、以下の手順で行う。

#### 評価項目の大分類の設定、配点

次のとおり評価項目を設定し、「表２－１　技術点の配点」のとおり配点を設定する。

表２－１　技術点の配点

|  | 項目 | 配点 |
| --- | --- | --- |
| １ | 仕様理解と対応方針 | 20点 |
| ２ | スケジュール | 20点 |
| ３ | 実施体制 | 30点 |
| ４ | 実績 | 10点 |
| ５ | ガバメントクラウド接続環境 | 50点 |
| ６ | オブジェクトストレージ管理 | 50点 |
| ７ | 単独利用機能 | 20点 |
| ８ | 運用保守 | 50点 |

#### 評価点の考え方

採点は、「提案書評価項目表」評価項目単位に0～5点までの6段階で評価する。

・本市で想定していた提案であれば「3点」（以下、基準点）とする

・優れた提案は「4から5点」の範囲で評価する

・低いレベルの提案は「1から2点」の範囲で評価する

・記述のないものは「0点」とする

#### 評価項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、1～5までの加重点を項目ごとに設定する。

#### 技術点の計算

技術点の計算は以下の式で行う。

技術点 ＝ 評価項目の評価点×加重点

### 2.1.2 失格 について

#### 合計点について

「技術点」の合計が60％未満の場合は失格とする。

#### 重要項目について

本市が特に重要と考える項目を重要項目として設定する。「技術点」の合計が60 ％以上の場合であっても、重要項目については、本市が本業務を遂行するために必要な水準を満たすと考える点数に満たない場合には失格とする。なお、重要項目は別に定める 「提案書評価項目表及び評価基準」で示す。

## 価格点 の評価

価格点の配点は、「表３－１　価格点の内訳」のとおりとする。

表３－１　価格点の内訳

|  | 区分 | 内容 | 配点 |
| --- | --- | --- | --- |
| ① | 構築委託 | 契約締結日の翌日から令和6年11月30日まで | 100点 |
| ・庁内NW領域をASP領域へ接続するために必要な回線・機器（CEルータ等）の調達、ネットワーク設計及び構築委託費用  ・オブジェクトストレージ（ファイル連携）及び滞納管理の設計及び構築委託費用  ・上記に必要なプロジェクト管理費用 |
| ② | 回線使用 | 令和6年12月1日から令和12年11月30日までの期間における回線使用料（月額） | 50点 |
| ・伊勢原市本庁舎と伊勢原市ガバメントクラウドを接続するための回線使用料 |
| ③ | 運用委託  （仮稼働期間） | 令和6年12月1日から令和7年3月31日までの期間における運用保守委託料（月額） | 25点 |
| ・仮稼働期間における委託範囲(※１)の維持に必要な保守メンテナンス  ・上記に必要なプロジェクト管理 |
| ④ | 運用委託  (標準準拠システム等構築期間) | 令和7年4月1日から令和7年11月30日までの期間における運用保守委託料（月額） | 25点 |
| ・標準準拠システム等構築期間における委託範囲(※１)の維持に必要な保守メンテナンス  ・上記に必要なプロジェクト管理 |
| ⑤ | 運用委託  (本稼働期間) | 令和7年12月1日から令和12年11月30日までの期間における運用保守委託料（月額） | 50点 |
| ・本稼働期間における委託範囲(※１)の維持に必要な保守メンテナンス  ・上記に必要なプロジェクト管理 |

　※１　伊勢原市ガバメントクラウド接続および単独利用機能の導入・運用保守業務仕様書「表３－１　伊勢原市ガバメントクラウドネットワーク想定構成図」で示される委託範囲を想定

「価格点」の点数算出式は、次のとおりとする。

入札価格①　＝ 表３－１中の①の価格

　　　　入札価格②　＝ 表３－１中の②の価格（月額）

　　　　入札価格③　＝ 表３－１中の③の価格（月額）

入札価格④　＝ 表３－１中の④の価格（月額）

入札価格⑤　＝ 表３－１中の⑤の価格（月額）

　　　　評価点（構築委託）＝（入札者中最低の入札価格①／入札価格①）× 100

評価点（回線使用）＝（入札者中最低の入札価格②／入札価格②）× 50

評価点（運用委託）＝（入札者中最低の入札価格③／入札価格③） × 25

＋（入札者中最低の入札価格④／入札価格④）× 25

＋（入札者中最低の入札価格⑤／入札価格⑤）× 50

　なお、入札価格（構築委託）、入札価格（回線使用）及び入札価格（運用委託）のうち表３－１中の③については、予定価格を超えている場合は、失格とする。

予定価格は、入札にあたっての評価のための数値であり、本市にて設定する。

また、入札価格が予定価格以内であっても、年度毎の支払金額の範囲内に無い年度がある場合は、失格とする。

## 総合点の算出方法

入札者の獲得する「総合点」は以下のように算出する。

総合点 ＝ 技術点 ＋ 価格点